

大野城いこいの森指定管理者募集要領
大野城市都市整備部公園街路課
令和 8 年 9 月

目次

第1部 指定管理事業の対象物件に関する事項	2
1 指定管理事業の対象物件	2
第2部 業務内容・指定条件に関する事項	2
2 指定管理者が行う業務の範囲	2
3 市と指定管理者の責任分担等	2
4 指定の期間	3
5 指定管理料	3
6 利用料金	3
7 法令等の規定	3
第3部 応募資格・応募手続に関する事項	4
8 応募資格	4
(1) 応募者の資格	4
(2) 欠格事項	4
(3) 共同事業体で応募する場合の留意事項	4
9 応募窓口	5
10 応募期間	5
11 事業計画等の提出書類	5
(1) 提出書類に関する留意事項	5
12 現地説明会	6
13 質問の受付	6
14 応募方法	6
第4部 選定・その他に関する事項	7
15 選定方法・審査基準等	7
(1) 選定委員会の開催	7
(2) 選定方法	7
(3) 審査基準	7
(4) 選定結果の通知	7
(5) 指定管理者の指定	7
(6) 協定の締結	7
(7) その他	8
16 情報公開、個人情報保護の取扱	8
(1) 情報公開	8
(2) 個人情報保護	8
17 その他必要事項	8
(1) モニタリング	8
(2) 指定の取消し・管理業務の停止	8
別紙 1 審査基準	10
1 提案書評価	10
(1) 提案書評価基準	10
提案評価における点数化方法	10
2 提案額評価	11
3 総合評価	11

第1部 指定管理事業の対象物件に関する事項

1 指定管理事業の対象物件

大野城市は、大野城いこいの森の設置目的(豊かな自然を活かし、利用者が快適に余暇を楽しむ環境の提供)に沿った効果的な運営を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項及び大野城いこいの森の管理に関する条例(平成 17 年条例第 22 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、この要領に定めるところにより、指定管理者の募集を行います。

- ・ 名称:大野城いこいの森(施設種別は都市公園の総合公園_約 55.8ha)
- ・ 所在地:大野城市大字牛頸 481 番 1 外
- ・ 施設構成:次の 9 公園から構成されます。
 - ① キャンプ場(36.3ha/平成 5 年 7 月供用)※旅館業法における簡易宿所
 - ② 中央公園(7ha/平成 4 年 4 月供用)
 - ③ 水辺公園(4.6ha/平成 4 年 4 月供用)
 - ④ スポーツ公園(2.5ha/平成 4 年 4 月供用)
 - ⑤ ダム記念公園(0.7ha/平成 4 年 4 月供用)
 - ⑥ 湖畔公園(0.1ha/平成 4 年 4 月供用)
 - ⑦ ダム展望公園(0.1ha/平成 4 年 4 月供用)
 - ⑧ 井手 1 号公園(1.0ha/平成 4 年 4 月供用)
 - ⑨ 井手 2 号公園(0.5ha/平成 4 年 4 月供用)
- ・ 開館時間及び休館日:大野城いこいの森の管理に関する条例第5条定めるとおり。

第2部 業務内容・指定条件に関する事項

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者業務の範囲は、大野城いこいの森の管理に関する条例(平成 17 年条例第 22 号)第4条に定めるとおりとします。指定管理業務の詳細は、大野城いこいの森指定管理業務仕様書(以下、「仕様書」という。)に示します。

大野城いこいの森の設置目的を踏まえ、利用者本位で効率的な管理運営を行うこと。本業務の実施は指定管理者自らが行うことを原則とし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に市の承諾を要します。その際、地場企業(市内に本社又は主たる事業所を有する法人等)を優先的に選定するよう努めるようお願いします。

3 市と指定管理者の責任分担等

市と指定管理者の責任分担等は、次のとおりとします。

区分	項目	市	指定管理者	備考
運営維持管理	公園の管理運営(利用受付、苦情事故対応等)		○	
運営維持管理	使用料の徴収(利用料金の徴収)		○	
運営維持管理	施設の保守点検、維持管理		○	
運営維持管理	施設の修繕(1件20万円以下の小修繕)		○	
運営維持管理	施設の大規模改修(指定管理者と協議の上)	○		
運営維持管理	業務引継ぎに要する費用		○	
保険・賠償責任	保険の加入(施設賠償責任保険)		○	
保険・賠償責任	保険の加入(建物火災保険)	○		
保険・賠償責任	賠償責任(指定管理者の責めに帰すべき事由による第三者への損害)		○	
保険・賠償責任	包括的管理責任(指定管理者の管理瑕疵を除く)	○		
災害対応	災害時等の対応(状況調査報告、応急措置等)		○	
災害対応	災害復旧工事	○		
経済変動	需要変動(見込みと異なる利用者数の増減)		○	
経済変動	物価の変動(人件費・物件費)に伴うコスト増		○	著しい変動の場合は協議による
経済変動	法令改正に伴う経費の増加への対応			協議による

※表に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と指定管理者の協議により決定するものとします。なお、法令改正に伴う経費の増加への対応についても、市と指定管理者の協議により定めるものとします。

4 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日(5 年間)

5 指定管理料

指定管理料は、5 年間で 199,500 千円が上限となります。

- ・ 指定管理料支払方法：協定締結後、会計年度(4 月 1 日から 3 月 31 日)分を前期、後期の 2 回に分けて支払います。
- ・ 指定管理料および収入は団体自体の口座とは別の口座で管理してください。
- ・ 利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、清算による返還を求めません。また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合の、補填は行いません。
- ・ 仕様書に示す条件のもと、指定管理者は自ら興行の企画・誘致、飲食・物販事業等の自主事業を積極的に行うことにより収入を得ることができます。自主事業の利益の一部を指定管理事業へ還元するよう求めます。指定管理料上限額の算定にあたっては、自主事業の利益還元額として、38,302 千円(5 年間総額、税込み)を見込んでいます。

6 利用料金

利用料金の額は、大野城いこいの森の管理に関する条例(平成 17 年条例第 22 号)第 10 条の規定により、同条例別表第 3 に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとします。金額の改定(条例改正)があった場合は、改正後の条例別表第 3 を優先してください。

7 法令等の規定

大野城いこいの森の管理にあたっては、本要領のほか、次の各項に掲げるもの及び施設の管理、運営上必要な法令等に基づかなければなりません。なお、指定期間中に関係する法令等の制定又は改廃があった場合は、当該制定又は改廃された関係する法令等の内容に基づくものとします。

- ・ 地方自治法及び地方自治法施行令
- ・ 都市公園法
- ・ 大野城市都市公園条例
- ・ 大野城市都市公園条例施行規則
- ・ 大野城いこいの森の管理に関する条例
- ・ 大野城いこいの森の管理に関する条例施行規則
- ・ 浄化槽法
- ・ 水道法
- ・ 旅館業法
- ・ 消防法
- ・ 電気事業法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 大野城市情報公開条例
- ・ 大野城市個人情報保護条例
- ・ 大野城市財務規則
- ・ 労働基準法
- ・ その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

第3部 応募資格・応募手続に関する事項

8 応募資格

(1) 応募者の資格

応募者は、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体又は複数の法人等が共同する団体(以下、「共同事業体」という。)とします。個人での申請はできません。また、本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有することとします。

(2) 欠格事項

次に該当する法人は、応募することができません。

- ・ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされ、又は同法に基づく更生手続が終結していない法人等
- ・ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされ、又は同法に基づく再生手続が終結していない法人等
- ・ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づき、清算(特別清算を含む。)の手続を行っている法人等
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- ・ 健康保険、厚生年金保険及び労働保険(雇用保険・労災保険)に加入する義務があるにもかかわらず未加入である法人等、又はその保険料を滞納している法人等
- ・ 大野城市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 12 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体
- ・ 応募書類の提出期限から指定管理者候補者の特定の日までの間において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等
- ・ 当該指定管理者の選定を行う大野城市公共サービス改革委員会(民間活用のあり方診断部会)委員の属する法人等
- ・ 本市及び他地方公共団体(国含む)から指定管理者の指定の取消しを受けた法人等
- ・ その他不正・不誠実な行為があった場合

(3) 共同事業体で応募する場合の留意事項

- ・ 共同事業体で応募する場合は、代表構成団体及び構成団体のいずれか一つでも上記各号の欠格事由に該当するときは、応募することができません。
- ・ 共同事業体の構成団体(代表構成団体を含む。)は、本募集において、単独で応募し、又は他の共同事業体の構成団体として参加することはできません。
- ・ 構成員が出資の割合に応じて一体的に業務を行う方式(以下「甲型」という。)又は構成員があらかじめ業務を分担して行う方式(以下「乙型」という。)のいずれかを選択できるものとします。甲型の場合、構成員の出資比率については、大野城市共同企業体運用要綱(平成5年要綱第 18 号)第 9 条の規定を準用します。乙型の場合、出資比率に代えて、構成員ごとの分担業務の内容を明確にしてください。代表構成団体の選定については、同要綱第 10 条第 2 項の例により、構成員間の協議により定めるものとします。
- ・ 共同事業体で応募する場合、財政基盤・実績等の評価にあたっては、構成団体の状況を合算して評価することができます。
- ・ 地場企業(市内に本社又は主たる事業所を有する法人等)を構成員に含めるよう努めるものとします。

9 応募窓口

- ・ 大野城市 都市整備部公園街路課 公園緑化担当(本館 2 階)
- ・ 〒816-8510 大野城市曙町二丁目 2 番 1 号
- ・ 電話 092-580-1869 FAX092-572-8432
- ・ E-mail:gairo@city.onojo.fukuoka.jp

10 応募期間

指定管理者の募集及び指定のスケジュールは次のとおりです。現地説明会は、希望者のみ実施します。日程は、別途協議し決定します。時間はいずれも、17:00 を期限とします。

No.	項目	始	至
1	募集要領配布開始	令和8年9月18日	令和8年10月19日
2	現地説明会	令和8年9月18日	令和8年10月13日
3	質問の受付	令和8年9月18日	令和8年10月13日
4	応募書類の受付	令和8年9月18日	令和8年10月19日
5	選定委員会(提案書類の審査)	令和8年10月下旬	
6	検討委員会の結果通知	令和8年11月上旬	
7	指定管理者の指定	令和8年12月下旬	

11 事業計画等の提出書類

(1)提出書類に関する留意事項

- ① 提出部数は、企画提案書類のみ正1部・副 11 部(副は申請者の名称が特定できない加工をしたもの)とし、参加申込書類は正1部で結構です。
- ② 公益法人等、特定非営利活動法人又は社会福祉法人が応募する場合は、法令に基づく所管庁の監督(公益認定・設立認証・法人監査等)を受けていることを踏まえ、一部書類の提出を省略できる場合があります。詳細は事務局にお問い合わせください。

【参加申込書類】(法人としての資格・体制を確認する書類)			
No.	提出書類	様式	備考
1	大野城いこいの森指定管理者指定申請書	様式第1号(第3条関係)	
2	使用印鑑届	様式2	
3	委任状	様式3	支社等で手続きする場合必須
4	共同事業体協定書兼委任状	様式4	共同事業体の場合は、必須
5	印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)	—	共同事業体の場合は、構成団体の数だけ必要
6	定款・寄付行為・規約その他これらに類する書類	—	共同事業体の場合は、構成団体の数だけ必要
7	登記簿謄本(3ヶ月以内に取得したもの)	—	共同事業体の場合は、構成団体の数だけ必要
8	財務諸表(直近3ヶ年分) 貸借対照表・損益計算書《明細書》・株主資本等変動計算書等		共同事業体の場合は、構成団体の数だけ必要
9	団体の概要調書	様式5	共同事業体の場合は、構成団体の数だけ必要
10	事業計画書及び収支予算書(申請書提出日の属する年度)	—	共同事業体の場合は、構成団体の数だけ必要
11	確約書	様式6	共同事業体の場合は、構成団体の数だけ必要
12	法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書類 (3ヶ月以内に取得したもの)	—	共同事業体の場合は、構成団体の数だけ必要
13	指定管理者の実績	様式7	共同事業体の場合は、共同事業体の代表団体のみで可 実績は、構成団体と合算可
14	連絡先一覧	様式8	
15	申立書	様式9	
【企画提案書類】(本事業の提案内容を審査する書類)			
No.	提出書類	様式	備考
1	収支計画表及び提案額	様式10	
2	提案書	任意様式	※「別紙1 審査基準」の審査項目ごとに簡潔に記載。A4両面印刷50頁以内。

12 現地説明会

主な施設の現地説明会を次のとおり開催します。

- ・ 開催場所 現地
- ・ 参加人数 各団体 2 名以下で1回限り
- ・ 申込方法 現地説明会参加申込書(様式 11)に記入の上、電子メール

※送信後、必ず送信した旨の電話連絡をお願いします。

13 質問の受付

募集要領の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ・ 受付方法 質問書(様式 12)に記入の上、電子メールに添付して送付して下さい。

※送付後、必ず送付した旨の電話連絡をお願いします。FAX、電話、口頭での質問は受け付けません。

※質問に対する回答については、質問者に対し電子メールにて随時回答します。なお、全質問・回答については市ホームページに掲載します。

14 応募方法

申請書及び申請書類は、事前に事務局に連絡の上、持参して下さい。

※郵便等での提出は受け付けません。

※応募書類に不備がある場合は受け付けません。

第4部 選定・その他に関する事項

15 選定方法・審査基準等

(1) 選定委員会の開催

「大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会設置要綱(平成 29 年要綱第 21 号)」に基づき「大野城市指定管理者候補者選定委員会」を開催し、審査基準に基づいて提案書類の審査を行います。

なお、大野城市指定管理者候補者選定委員会の委員数は7名で、委員構成は次のとおりです。

- ・ 検討委員会の委員 2名
- ・ 外部委員 2名
- ・ 市職員 3名

(2) 選定方法

指定管理者の選定については、委員会によりプレゼンテーションを伴う審査を行い、総合評価点の最も高い1者を契約予定者とします。合計提案額が「4 指定管理料」に示す上限額を超えている場合、また総得点のうち6割未満の場合は失格となります。総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、提案評価の得点の高い者を合格者として選定し、それでも同点であった場合はくじ引きにより決定します。応募者が多数となり、全応募者に対するプレゼンテーションの実施が困難と認められる場合は、提案書(書面)の審査結果(プレゼンテーション評価を除く得点)の上位から5者程度に絞り込んだうえで、プレゼンテーションを実施することがあります。

- ・ 開催場所 大野城市役所
- ・ 審査は、プレゼンテーション(20 分以内)と、質疑応答(15 分程度)とします。質疑は提案書の内容について行います。応募業者からの出席者は 4 名以内とします。
- ・ プレゼンテーションにパワーポイント等を使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは準備しますので、事前に連絡をお願いします。
- ・ プレゼンテーションの順番は提案書提出の受付が遅かったものから順に実施します。

(3) 審査基準

審査基準の詳細は「別紙 1 審査基準」のとおりです。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、提案業者へ郵送にて通知します。また、すべての提案業者の得点を記載した一覧表を、事務局窓口で公表します。提案業者より選定結果について不服申立てがあった場合は、事務局窓口で受付し、後日、委員会より回答を行います。不服申立ての期限は、大野城市企画競争による業者特定実施要綱(平成 20 年要綱第 32 号)第 20 条第 3 項により、選定結果通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内とします。

(5) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決後に行います。指定に当たっては、指定団体に通知するとともに、大野城市公告式条例(昭和 52 年条例第 26 号)の規定により告示します。

(6) 協定の締結

市は、選定された指定管理者と管理に係る細目的事項及び施設管理料の額等を定めるための協議を行い、成立後協定を締結します。

指定期間内における全体的事項については、基本協定で定め、指定管理料の金額及びその支払時期等、年度毎に特に定めておくべき事項については、年度協定で締結します。

なお、候補者との協議が成立しない場合は、上位の候補者と順次協議を行います。

(7) その他

- ・ 提案等に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
- ・ 応募資料の著作権は、提案者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表することができるものとします。
- ・ 提出された提案書は、返還、差し替え、変更又は取消しすることができません。
- ・ 提案価格が著しく低額であるなど、当該基本協定等の内容に適合した履行がなされないと市が認めるとき、又は協定を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不相当と認められるときは、調査の上、協定書を取り交わさないことがあります。
- ・ 提案された内容については、指定管理者の指定時に協定書に反映しますので、その旨を留意の上、提案を行って下さい。

16 情報公開、個人情報保護の取扱い

(1) 情報公開

- ・ 市による公開: 選定結果は、提案書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。また、透明性の確保の観点から、次の事項について公開します。
 - ・ 施設名
 - ・ 選定された団体名
 - ・ 指定の期間
 - ・ 選定基準及び配点
 - ・ 採点結果(選定された団体のみ)
 - ・ 選定理由
- ・ 指定管理者による公開: 指定管理者は、大野城市情報公開条例の趣旨を踏まえ、法人等の業務及び財務等に関する資料の積極的な公開に努めるものとします。

(2) 個人情報保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、大野城市個人情報保護条例及び大野城いこいの森の管理に関する条例第6条の規定を遵守し、必要な措置を講じなければなりません。

17 その他必要事項

(1) モニタリング

指定期間中、本業務の実施状況について、指定管理者によるセルフモニタリング、市による定期モニタリング及び随時モニタリング、並びに大野城市公共サービス改革委員会(民間活用のあり方診断部会)による第三者評価を実施します。具体的な実施方法は、仕様書によります。モニタリングの結果、業務が仕様・水準等を満たしていないことが判明した場合、本市は改善要求を行い、それでも改善が見られない場合、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(2) 指定の取消し・管理業務の停止

市は、指定管理者が市長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を命ずるものとします。

【指定の取消し・管理業務の停止に関する例】

- ・ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定による報告の要求又は調査に対して、これにに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
- ・ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定による指示に故意に従わないとき
- ・ 条例、条例施行規則又は協定に定める規定に違反したとき
- ・ 申込資格を失ったとき
- ・ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ・ 団体の経営状況悪化等により業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき

- ・ 組織的な非違行為が行われていた場合、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ・ 管理業務が行われないとき

※これらの事由に該当する場合は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因（正当事由の有無）、処分を行った場合のその施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他の指定管理者に対する措置との公平性等との観点から、取消し等の処分の要否・程度・時期・処分後の管理方法について検討し、公平・適切な処分を行います。

別紙 1_審査基準

1 提案書評価

(1) 提案書評価基準

提案書評価は下記の審査基準に基づき評価する。

審査種別	審査項目	審査項目(詳細)	配点
1. 指定管理者としての適性 配点:6点	①施設の管理運営方針	・施設の設置目的や性格を深く理解し、そもそもキャンプ場等他施設との役割分担・差別化を意識した、適切な管理運営の基本方針を有しているか。	3
	②安定的な経営能力と財政基盤	・5年間の指定期間にわたって、安定的かつ持続可能な管理運営を行っていくだけの強固な組織・財務基盤、情報公開および法令遵守体制を有しているか。	3
2. 経費計画と施設の管理運営 配点:10点	①運営計画と業務委託	・施設の設置目的に沿った実現可能な運営計画と、業務の一部委託における適切な履行監督や検査等の具体的な方法が提案されているか。	2
	②収支計画と積算根拠の妥当性	・収入・支出の整合が図られており、提案額の積算根拠は適切かつ明確か。	2
	③施設・植栽の維持管理と衛生管理・美化清掃	・日常的な清掃・美化計画の具体性・適切さと、道具や設備等の故障予防および発生時の迅速な対応に向けた計画・実施体制が具体的に提案されているか。	2
	④安全対策・危機管理	・日常の安全管理、事故防止などの安全対策や災害等に備えた防災対策、非常災害時の危機管理体制などが具体的に提案されているか。	2
	⑤環境対策	・省エネや廃棄物の発生抑制、リサイクル、環境配慮物品の購入など、自然環境に配慮した具体的・現実的な取り組みが提案されているか。	2
3. 管理体制 配点:6点	①管理責任体制と職員配置計画	・管理運営業務実施体制等、管理責任体制、職員配置が適切かつ明確であるか。	2
	②人材育成(研修等)と法令遵守	・人材育成のための職員研修計画や法令を遵守して業務を遂行できる体制が具体的に提案されているか。	2
	③利用者に対するサービスの質の確保及び向上	・利用者等のニーズ(意見)の把握・収集、苦情等の受付体制や改善を実施する体制が整っているか。	2
4. 利用者サービス向上等に関する取組 配点:18点	①効果的な集客	・単なる割引や優先枠の提供だけではなく、過去の利用履歴や居住地データ等を分析して、データに基づくターゲットに応じたプロモーション手法が提案されているか。	3
		・事業者が有するアウトドア・レジャー業界での知見や実績を活かし、トレンド分析、新サービスの開発等、行政では補いきれないマーケティング技術を補完する提案がされているか。	3
		・現地設置のみのアンケートから脱却し、利用者の満足度や潜在ニーズを把握するためのデジタルツール等の提案がされているか。	3
		・アンケートデータを活用し、サービス改善や需要予測といった改善提案や、市へのフィードバック等につなげる仕組みの提案がされているか。	3
	②自主事業	・集客について、積極的な自主企画事業を行う意欲があり、具体的に実現可能な提案が示されているか。	3
	③地域貢献	・施設の特性を活かした地域貢献に対する具体的な方策の提案が示されているか。	3
5. プレゼンテーション (説明の分かりやすさや質疑応答) 配点:10点	①プレゼンテーションでの説明	・プレゼンテーションの内容及び説明が理解しやすかったか。	5
	②質疑に対する回答	・質疑の内容に対して、的確に分かりやすく回答していたか。	5
合計			50

提案評価における点数化方法

上記の(1)審査基準の審査項目(詳細)毎に次に示す段階評価により点数化する。なお、各評価者の平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。

段階評価	判断基準	点数化方法	端数処理
S	当該審査項目において、特に優れている	配点×1.00	小数第3位四捨五入
A	当該審査項目において、優れている	配点×0.75	
B	当該審査項目において、標準的である	配点×0.50	
C	当該審査項目において、標準をやや下回っている	配点×0.25	
D	当該審査項目において、加点対象として認められない	配点×0.00	

2 提案額評価

提案額評価点＝満点 50 点×(最低提案額÷提案額)(小数第3位を四捨五入)

3 総合評価

総合評価点(満点 100 点)＝提案書評価点(満点 50 点)＋提案額評価点(満点 50 点)とする。